

令和8年熊本地震営農再開支援事業(ソフト)

(国事業名:持続的生産強化緊急対策(令和8年熊本地震対応産地緊急支援事業))

令和8年熊本地震により、県内の広範囲で甚大な被害が生じていることから、被災農業者の速やかな営農再開に必要な生産資材の調達等を支援します。

1.支援内容

早期営農再開に必要な以下の取組を支援します。 7月28日以降に取組(発注)が対象となります。

【要望調査締め切り】

令和8年10月16日(金)午後5時まで

〈お問い合わせ先〉

宇城市 農政課 農業経営係 0964-32-1641

取組内容		補助対象経費	補助率	留意事項	必要書類(共通)	その他必要書類
ア	資材の調達等支援	令和8年度中の早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材に限る)の再購入経費及び早期営農再開(再定植まで)に必要な作業委託費並びに農業用機械等レンタル経費	1/2以内		被災者(被災者)が分かる写真(被災者)があるのが望ましい、携帯で撮影された場合は現像不要)	【生産資材の購入経費支援】 ・購入資材等 見積書、納品書、領収書(内訳等明細が分かるもの) ・購入資材等の使用基準等が分かるもの 【作業委託費並びに農業用機械等レンタル経費】 ・事業費が分かる書類(見積書、請求書及び領収書等) ・契約書 ・作業日誌等 ・農業機械レンタルの場合:事業計画
	(ア) 早期営農再開	※掛かり増し経費のみが対象になります				
	(イ) 作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要生産資材等(パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。)の購入等経費				【作物転換・規模拡大】 ・事業費が分かる書類(請求書及び領収書等) ・園芸施設共済共済金支払通知書(該当の場合) ・納品日が分かる書類及び作業日誌等
イ	栽培環境整備	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、年度内の次期作又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費(保管中に被害を受けたいぐさ原草及び畳表を含む)	1/2以内	・他作物に転換する場合の種苗費は、前作の種苗費の2倍を上限とする。 ・助成対象者は農業保険法に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めること(同タイプ共通) ・作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題・不法投棄等の防止に留意すること		【栽培環境整備】 ・取組日と取組内容が分かる書類(作業日誌等) ・取組後の写真 ・共済等の加入者一覧または加入確約書(いぐさ撤去のみ)
	(ア) 作物残さ等の撤去					
	(イ) 追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費				【追加防除・施肥】 ・事業費が分かる書類(請求書・領収書等) ・取組日と取組内容が分かる書類(納品日が分かる書類及び作業日誌等) ・資材のカタログ
	(ウ) 防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費				【防除方法の転換】 ・事業費が分かる書類(請求書及び領収書等) ・契約書 ・取組日と取組内容が分かる書類(作業日誌等)
ウ	土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量なすき込みに必要な経費	定額 10,000円/10a以内	事業に取り組む農業者が平年時において投入する堆肥の量(当該量が地域の平均的な堆肥の投入量を上回るときは、その量)に対し、その半分以上の量の堆肥を追加投入する場合に限ることとし、助成対象経費の根拠が分かる資料を添付すること。		【土づくり】 ・取組日と取組内容が分かる書類(納品日が分かる書類及び作業日誌) ・取組後の写真 ・堆肥投入の場合、通常の投入量が分かる書類
エ	リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要農業機械等のリース導入経費	定額(本体価格 1/2以内)	・農業機械等は本体価格(消費税を除く)が50万円以上のものとする。		【リース導入】 ・事業費が分かる書類(見積書等) ・取組日と取組内容が分かる書類(契約書、納品書) ・導入する機械のカタログ等
オ	収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定額(8,000円/10a)以内			【収穫・調整作業】 ・取組日と取組内容が分かる書類(作業日誌等) ・労務単価の根拠資料(最低賃金で算出している場合は不要)

2.事業実施期間

令和8年7月28日から令和9年3月31日まで

3.補助対象外経費

- 1 国又は県の助成もしくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- 2 事業実施期間中に発生した事故または災害の処理のための経費
- 3 農業以外に使用可能な汎用性の高い農業機械等のリース導入経費及び本体価格が50万未満の農業機械等(アタッチメント含む)のリース導入経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額

4.メニューごとの要件

ア(ア)、ア(イ)、オ:被災の程度が20%以上の収穫量等の減少が見込まれる場合に対象となる
(ア)、イ(イ)、イ(ウ):市町村が被害を確認し、県に対して被災があった旨を報告したほ場
ウ:農作物等に甚大な被害を受けた地域で、災害復旧事業において客土工法が用いられたほ場
エ:農作物または農業機械等が甚大な被害を受けた地域